

特定非営利活動法人創造の樹 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人創造の樹の役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 当法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(費用)

第3条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定めることができる。

本規程制定日 平成23年6月21日